

令和4年第10回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602

令和4年9月21日(水)

15時30分～16時35分

出席委員

教育長	計田春樹
教育長職務代理者	今村保恵
委員	長谷川武司
委員	高橋正明
委員	田原知江

事務局

教育部長	木村敏男
次長兼教育振興課長	石原洋
学校給食課長	沖克哉
学校教育課長	山垣内理恵
生涯学習課長	平木良典
スポーツ振興課長	平田潔
文化課長	中川卓司
書記 教育振興課主任	藤田崇文
書記 教育振興課主事	峰松沙那

議	題
三教委議第34号	令和5年度三原市立学校隣接校選択制度の受入人数について（公開）
三教委議第35号	令和5年度三原市小規模校入学及び転入学並びに編入学特別認可制度の実施について（公開）
三教委議第36号	三原市立図書館協議会委員の委嘱について（非公開）
三教委議第37号	三原市立図書館協議会委員の任命について（非公開）
三教委報第15号	令和4年第6回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について（公開）
三教委報第16号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

計田教育長 令和4年第10回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は、長谷川委員と田原委員にお願いする。

それでは、令和4年第9回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。

書記 (令和4年第9回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

計田教育長 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

計田教育長 議事録の承認については、以上である。

計田教育長 それでは、議事に入る。本日の議案、報告事項のうち「三教委議第34号」から「三教委議第35号」及び「三教委報第15号」を公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の進め方については、公開案件を先に審議し、その後、非公開の案件の順に審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

計田教育長 それでは、そのように取り扱う。それでは「三教委議第34号」について、事務局から説明願う。

山垣内学校教育課長 4ページ三教委議第34号「令和5年度三原市立学校隣接校選択制度の受入人数について」説明します。令和5年度三原市立学校隣接校選択制度を実施するにあたり、三原市立学校隣接校選択制度実施に関する要綱第5条により、受入人数を次のとおり決定するものです。実施校別の受け入れ人数を小学校、中学校の順で表に示しています。提案理由としては、令和5年度の三原市立学校隣接校選択制度を実施するにあたり、校区内の児童生徒数及び各小、中学校の施設状況を踏まえ受入人数を決定する必要があるため、この案を提出するものです。

計田教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

長谷川委員 今年度の入学状況について、制度を利用した人数がわかれば教えていただきたい。

山垣内学校教育課長 小学校については、35名が決定しています。中学校については、51名が希望され、1校のみ抽選となり、1名落選しています。

計田教育長 そのほか、質問や意見はあるか。

(なし)

以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第34号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

全員賛成と認める。よって「三教委議第34号」は原案どおり可決された。

続いて、「三教委議第35号」について、事務局から説明願う。

山垣内学校教育課長 6ページ三教委議第35号「令和5年度三原市小規模校入学及び転入学並びに編入学特別認可制度の実施について」説明します。令和5年度三原市小規模校入学及び転入学並びに編入学特別認可制度を実施するにあたり、三原市小規模校入学及び転入学並びに編入学特別認可制度要綱第5条により、受入人数を次のとおり決定す

るものです。実施対象校の受け入れ人数を、表に示しています。提案理由としては、令和5年度三原市小規模校入学及び転入学並びに編入学特別認可制度を実施するにあたり、実施校の特色ある教育活動の推進及び複式学級の定員を踏まえ受入人数を決定する必要があるため、この案を提出するものです。

計田教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

長谷川委員 制度の対象である鷺浦小学校はフェリー通学など、特色ある学校なので、入学希望者がもっと増えるといいと考える。

計田教育長 そのほか、質問や意見はあるか。

(なし)

以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第35号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

全員賛成と認める。よって「三教委議第35号」は原案どおり可決された。

続いて、報告事項に入る。「三教委報第15号」について、事務局から説明願う。

石原次長兼教育振興課長 7ページ三教委報第15号「令和4年第6回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について」は、令和4年第6回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められ、三原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、同意する旨を回答することについて、臨時に代理したので、報告し承認を求めるものです。提出した議案は、令和4年三原市一般会計補正予算のうち教育委員会関係部分について、三原市芸術文化センター長寿命化改修工事（舞台音響設備工事）請負契約の締結について、三原市芸術文化センター長寿命化改修工事（舞台照明設備工事）請負契約の締結について、三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例制定について及び一般財団法人みはら文化芸術財団の経営状況についての5件です。

説明については、10、11ページの令和4年度三原市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係部分から説明します。10、11ページに記載されている維持管理費について、それぞれ表の右端の事業概要欄に、需用費で燃料費、電気使用料、ガス使用料の記載があります。これは、いずれも石炭や液化天然ガスなどの燃料価格高騰の影響により、電気使用料等の大幅な値上げが見込まれることから、各課所管施設の燃料費等について、それぞれ予算の不足見込み分について、補正するものです。教育費における燃料費、電気使用料及びガス使用料の補正額の合計は3,448万1,000円です。また10ページ表2、3段目の施設維持管理費の事業概要欄に、空調整備PFI管理等委託料があります。これは小、中学校の普通教室等544室に設置した空調設備の維持管理業務について、令和14年度までの契約を締結した契約書に規定する、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」の年平均値が、基準となる平成30年と比較して令和3年度の同数値が3%以上の変動が認められたことから、3%を超える部分について、物価の変動に応じ令和4年度の維持管理サービス対価を増額するため、小学校費で4万5,000円、中学校費で2万3,000円の補正を行うものです。

続いて、12ページの債務負担行為の補正です。これは、先ほど説明しました空調整備PFI管理等委託料について、今回の補正により契約の増額変更を行います。契約期間満了となる令和14年度までの維持管理費の増加分について、債務負担行為の補正を行ったものです。

次に、13、14ページの三原市芸術文化センター長寿命化改修工事（舞台音響設備工事）請負契約の締結について説明します。本件は、三原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。この工事は2社共同企業体による条件付一般競争入札により業者を選定し、履行期限を令和5年12月28日、契約金額を2億8,600万円、契約の相手方を三原市芸術文化センター長寿命化改修工事（舞台音響設備工事）ヤマハサウンドシステム・中国電設工業共同企業体とするものです。

次に、15ページの三原市芸術文化センター長寿命化改修工事（舞台照明設備工事）について説明します。本件も、三原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。この工事は2社共同企業体による条件付一般競争入札により業者を選定し、履行期限を令和5年12月28日、契約金額を2億460万円、契約の相手方を三原市芸術文化センター長寿命化改修工事（舞台照明設備工事）九電工・TRCワークシステム共同企業体とするものです。

次に、17ページの三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例制定について説明します。本案は、宇根山天文台を宇根山家族旅行村の構成施設とし、施設の一体性を高め、利用者の利便性の向上を図るとともに、指定管理者制度の導入を可能とするため、現行の三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例の全部を改正するものです。条例の概要は、キャンプ場の利用時間及び使用料区分を除く業務内容等は現行どおりとし、天文台を含む施設の管理運営を指定管理者に行わせることができるものとしています。18ページに記載してあります第5条において、キャンプ場の利用時間につきましては、日帰りは午前9時から午後4時までとし、宿泊は午後1時から翌日正午までとしています。併せて23ページ別表1にあるように使用料に日帰りと宿泊の区分を設けます。指定管理者が行う業務については、宇根山家族旅行村の施設及び附属設備の利用の許可、施設及び設備の維持管理、設置目的を発揮するための業務、利用者の利便性を向上させる業務等を定めるとともに、市長の承認を得て、宇根山家族旅行村の休場日又は利用時間の変更ができること並びに利用料金を指定管理者の収入とさせること等を定めています。

次に、一般財団法人みはら文化芸術財団の経営状況について説明します。本案は、一般財団法人みはら文化芸術財団の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出するものです。令和3年度の事業報告を26ページから33ページにまとめています。芸術文化センターポポロの指定管理業務を行うとともに、文化芸術の振興に関する事業を実施しました。28ページから30ページにかけては、事業実施状況を掲載しています。30ページの下の方のとおり、当初は46件の事業を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、12件の事業を中止とした一方、新たに5件の事業を追加し、合計39件の事業を実施しています。

令和3年度の収支決算については、31ページに貸借対照表を掲載しています。32、33ペ

ージには、正味財産増減計算書を掲載しており、33ページ中段の当期経常増減額の項、当年度の欄のとおり、75万8,006円の黒字になります。

34ページには、令和4年度事業計画を掲載しています。今年度も引き続き、芸術文化センターポポロの指定管理業務を行うとともに、文化芸術の振興に資する事業として、35ページから37ページに掲げる51の事業を予定しています。38ページには、令和4年度の収支予算を掲載しています。経常収益として、市からの指定管理料1億5,176万円の他、文化事業の事業収益等を含め、2億748万4,000円の経常収益を見込んでいます。経常費用は、給料手当等の人件費、文化事業や施設の管理運営に要する経費等で、経常収益と同額を見込んでいます。現在のところ、安定した経営が行われているものと考えますが、健全な経営が継続できるよう、引き続きしっかりと連携していきます。

説明は以上となります。

高橋委員 芸術文化センターポポロの長寿命化に係って、舞台照明設備と舞台音響設備の工事をしているが、具体的にはどのような内容の工事なのか。

中川文化課長 具体的な内容としましては、舞台照明設備は、熱源を使ったライトからLEDへ交換し、より多様な演出効果を出せるようにしました。舞台音響設備は、15年前の設備がメーカーの保証切れや在庫切れにより、修繕ができなくなってしまうため、計画的に更新をしていくものです。

長谷川委員 今後芸術文化センターポポロが、三原市の文化芸術の振興の場所としてもっとたくさんの人数が集まったり、他府県からもお客様が来るようなイベントをできるように、力を入れていただきたい。

中川文化課長 芸術文化センターポポロは市民会館ですので、市民の方にも舞台の上に立っていただき、利用していただくというコンセプトを持っています。また同時に広島県の中でも、音響の良さで評価を得ていますので、全国に発信できるような事業をやっていきたいと考えます。

長谷川委員 燃料費や電気料金の高騰により、児童生徒の負担になるようなことがないように、国からの助成金や交付金の見通しがあるかどうか教えていただきたい。

石原次長兼教育振興課長 直接的な燃料費としての支援はありませんが、現在教育委員会で関係しているのは、燃料費や材料費の高騰により、給食の経費がかさんでいます。保護者の負担が増加する分については、交付金を充当し、保護者に影響しないように対応しています。

計田教育長 そのほか、質問や意見はあるか。

(なし)

以上で本件の審議を終わり、採択に移る。「三教委報第15号」について承認することに異議はないか。

(なし)

全員賛成と認める。よって、三教委報第15号は承認された。

それでは、ここから非公開にて審議する。傍聴者の方は退席をお願いします。

(非公開案件審議後)

計田教育長 以上で第10回定例教育委員会会議を終了する。

16時35分 教育委員会会議終了

傍聴者 1名

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名 _____

署名 _____